

公労使による「新しい東京」実現会議

2020年に向けた中小企業の
働き方改革推進と東商の取り組みについて

東京商工会議所

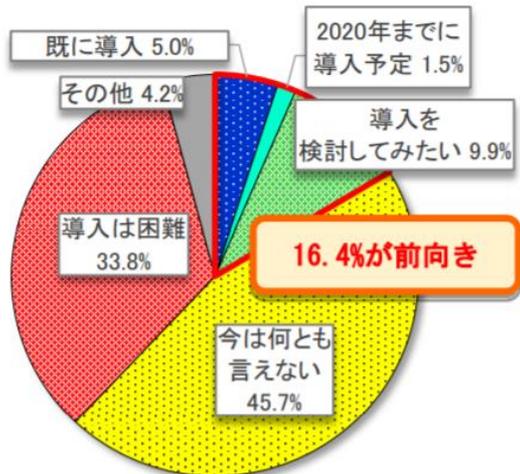
「東京2020大会における交通輸送円滑化に関する会員アンケート」(2017年10月実施)

【アンケート回答の主なポイント】

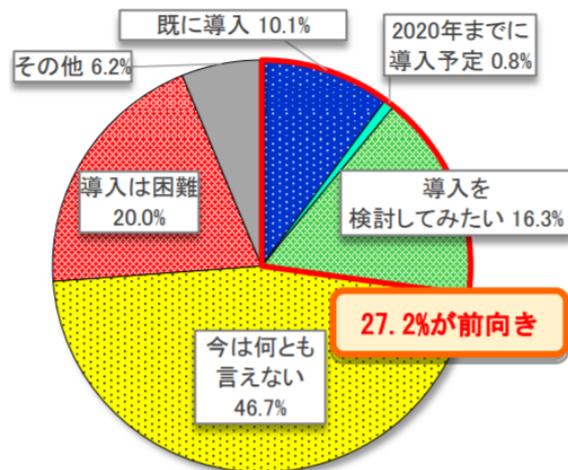
○2020年に向けたテレワーク・時差出勤等の導入については、検討中の企業が4割以上。「取引先との関係で自社だけでは対応が難しい」、「東京2020大会の成功のため、行政が企業に対して協力要請を出すべき」との声が寄せられ、企業の取り組みを促進するためには、**企業のみならず社会全体でムーブメントを起こすことが必要との指摘が寄せられた。**

○大会期間中の交通行動の見直し(変える・やめる・減らす)については、「対応を検討する」との回答が過半数を占めるものの、特に運送業者からは、「配送時間はお客様が決めることであり、自社のみでは決められない」、「取引先との契約で納入時間が指定されている」との声が寄せられており、**荷主・配送先の理解協力と地域・業種特性に応じたきめ細かな配慮が必要。**

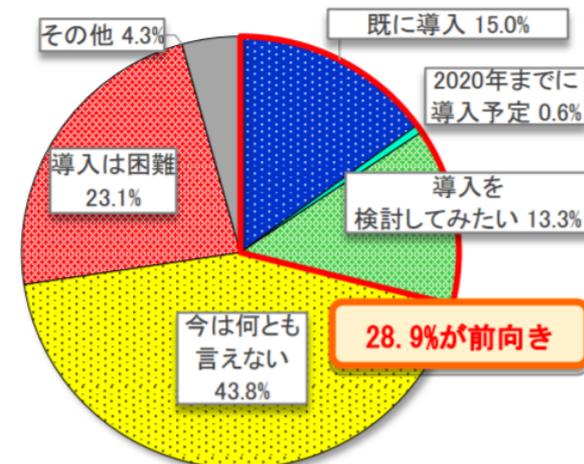
(1)テレワーク



(2)時差出勤



(3)フレックス等柔軟な出退勤制度



(1)「2020TDM推進プロジェクト」に協力団体として参画

2018年8月8日に、東京都等が主催する「2020TDM推進プロジェクト」発足式に参加。小池都知事を始め、東京都、内閣官房、大会組織委員会、経済団体等と意見交換を実施したほか、TDMに向けた共同宣言を採択。官民が連携してTDM推進に尽力していくことを確認した。



「2020TDM推進プロジェクト」発足式

(2)会員向けにTDM説明会を実施

TDMや交通輸送に関する最新の検討状況、今後のスケジュール等について解説する説明会を東京都と連携して実施。

(2018年5月/103名参加、2018年11月/163名参加)

※2019年2月にはエリア別の説明会を実施予定。



大会期間中の交通・輸送に関する説明会



プロモーション協議会で挨拶する中村副会頭

(3)時差Bizの推進

快適通勤プロモーション協議会への参加(2018年7月)。
2018年10月の常議員会や各種セミナー等での周知・PR。

(4)テレワークの普及・啓発

東京テレワーク推進センターにて視察会(2017年12月)、
及びセミナーを開催(2018年11月)。



企業の生産性を高めるテレワーク導入セミナー

- 法律の内容について「知っている」と回答した企業は、「時間外労働の上限規制」が60.2%、「年次有給休暇の取得義務化」が71.5%、「同一労働同一賃金」が52.0%を占める。
- (4)「時間外労働の上限規制」について「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業の割合は54.5%。(5)本年4月に施行が迫った「年次有給休暇の取得義務化」については43.9%。(6)「同一労働同一賃金」については(4)、(5)に比べて低く、31.0%にとどまる。

働き方改革関連法の施行に係る準備状況等に関する調査(2018年10月実施)

【働き方改革の認知度】

※内容・名称ともに知っていると回答した企業の割合

【働き方改革の対応状況】

※対応済み・対応の目途がついている企業の割合

(1)時間外労働の上限規制



(4)時間外労働の上限規制



(2)年次有給休暇の取得義務化



(5)年次有給休暇の取得義務化



(3)同一労働同一賃金



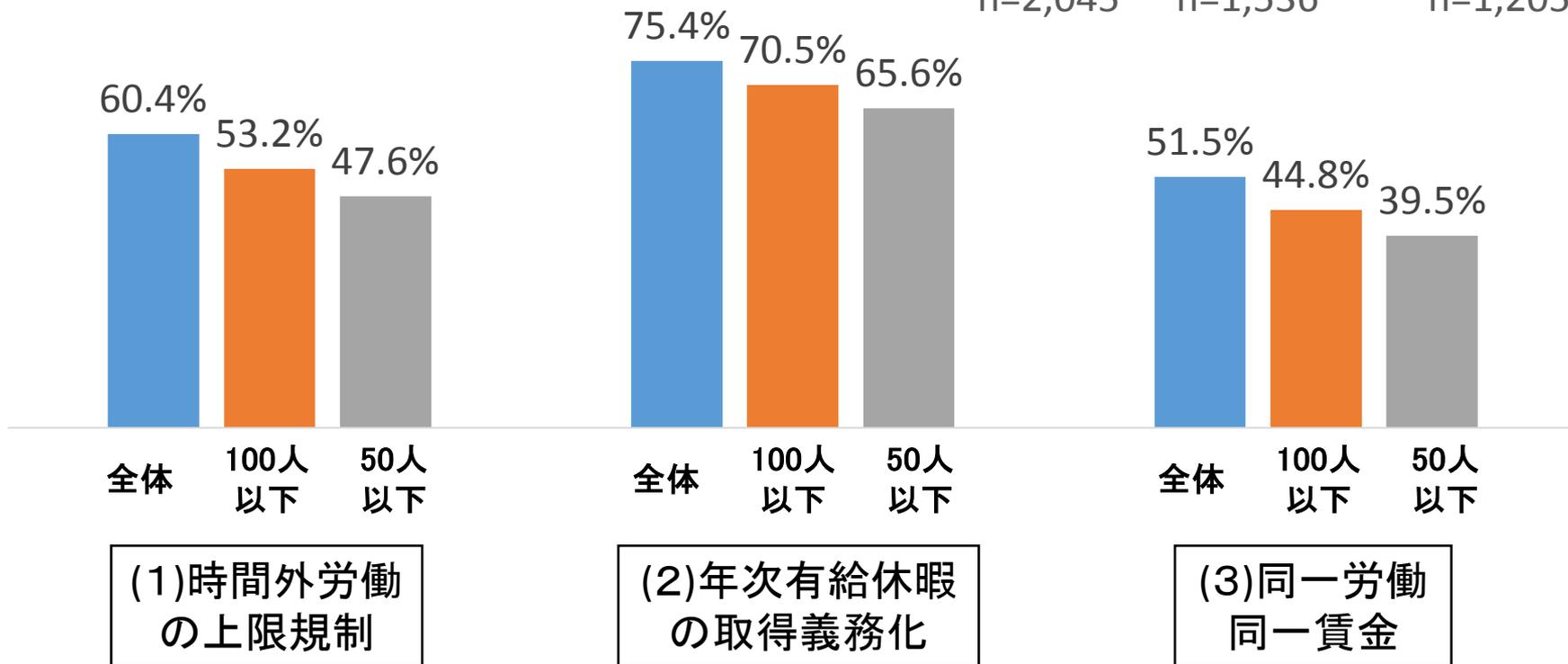
(6)同一労働同一賃金



- (1)「時間外労働の上限規制」、(2)「年次有給休暇の取得義務化」、(3)「同一労働同一賃金」ともに、**認知度は従業員規模が小さくなるにつれて低下することから、中小企業における認知度に課題がある。**
- 本年4月に施行が迫った(2)「年次有給休暇の取得義務化」は(1)、(3)に比べて認知度は高いが、「名称・内容ともに知っている」と回答した企業は**100人以下の企業で約70%、50人以下の企業では、約65%を占める。**
- (3)「同一労働同一賃金」は(1)、(2)に比べて認知度は低く、特に**50人以下の企業では、「名称・内容ともに知っている」企業の割合は4割に満たない。**

■「法律の名称・内容ともに知っている」と回答した企業の割合

■ 全体 n=2,045 ■ 100人以下 n=1,536 ■ 50人以下 n=1,205





働き方改革関連法対応セミナー

【働き方改革関連法対応セミナーの実施】

テーマ:「働き方改革関連法の概要と企業に求められる対応」
2018年7月～12月にかけて都内各地で計8回開催。1,500名が参加。

※2月～3月にかけて、都内3か所で東京労働局と連携した中小企業向けのセミナーも開催予定。

【働き方改革宣言企業制度の周知】

上記セミナーのほか、東商本部の常議員会や23支部の役員会・評議員会にてTOKYO働き方改革宣言企業制度及び奨励金についてPR。



宣言企業数2,000社超
(目標:2020年度6,000社)

東商の政策提言ポイント解説 東商の要望活動と政策への反映状況 働き方改革その① 時間外労働の上限規制

本年6月の改正「働き方改革関連法」が成立しました。今回の改正では、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など、企業経営に多大な影響を及ぼすことが予想されます。東商では、経営課題の顕在化の企業への影響が最小となる

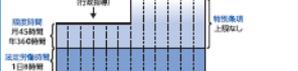
ポイント1 時間外労働の上限規制 (改正法2019年4月1日施行、中小企業2020年4月施行)

法改正で労務上の上限を定め、特別に事情がなければ下敷)を最大とする規定が設けられます。原則として1か月(以下「1か月」)の労働時間が100時間(以下「100時間」)を超えてはなりません。

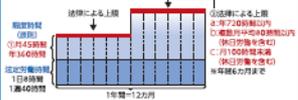
- ① 1か月145時間、年160時間まで
- ② 臨時に女性労働者があり労使が合意する場合は
 - a. 年20時間以内
 - b. 毎月(2～6月)平均80時間以内(休日労働を含む)
 - c. 月100時間以内(休日労働を含む)

※原則、一時的に女性労働者の雇用を認めることは認められませんが、必要である場合は認められることが想定されています。年間6か月までです。建設業や農業・林業など、一時的に男性労働者を雇う事業は例外があります。

【進行状況】 以上は、時間外労働の上限が定められた法的根拠(労働基準法)による上限。年6か月まで(労務管理)



【進行状況】 労務管理上の上限を定め、これを超える労働はできません

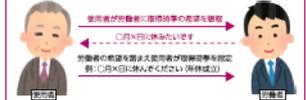


【対応のポイント】
*現状で上限を超えたり残業が増えている企業では、迅速な対応が必要ですが、競争力の確保でも、必ずしも残業を減らす必要はありません。経営課題が顕在化している企業では、労務管理の観点から労務管理の改善が必要となります。

ポイント2 年5日の年次有給休暇取得の義務化 (改正法2019年4月1日施行、中小企業2020年4月施行)

(1) 年次有給休暇の取得が10日以上(労働者に有利)な労働者のうち5日については、今年度から1年以内の期間内に、必ずいずれかの方法で確保しなければなりません。(原則として、30万円以下の罰金)

- ① 労働者本人の希望による取得
- ② 労務管理上の必要による取得
- ③ 労働者本人の希望を第1に上での使用者による希望による取得



(2) 労務管理の必要性が必要ですが、使用者は労働者の年次有給休暇取得状況を把握するため、労務管理を作成し、3年連続しなければなりません。

【対応のポイント】
*原則として、上記(1)、(2)による年々の取得が対象となります。一般の労働者(正社員)に加えて、管理監督者や一定の研修を受けたパート労働者も対象となります。*会社が自由に付与している有給休暇や特別休暇は対象となりません。*あくまで年次有給休暇が対象となります。

ポイント3 60時間を超える残業の罰金(2023年4月施行)

月60時間を超える時間外労働の超過割合率の罰金増徴が予定されています。

進行状況	1か月の超過割合率(超過時間)		1か月の超過割合率(超過時間)	
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	25%	50%
中小企業	25%	25%	25%	50%

【東商新聞・ホームページ等での情報発信】

東商新聞特集記事

- ①9/10号:時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化
- ②10/10号:同一労働同一賃金(均等・均衡待遇の考え方、ガイドライン案の内容等)

※東商ホームページの「働き方改革」特集ページに同内容を掲載し、広く情報を発信。



東商の働き方改革宣言(左)と東商の新事務所(丸の内二重橋ビル)の外観(右)

【東京商工会議所事務局の働き方改革推進】

2017年5月の「働き方改革宣言」に基づき、昨年11月の事務所移転を契機に以下の取り組みを推進している。

- 20時一斉消灯の実施による所定外労働の削減
- テレワーク等ICTの活用による生産性向上
- 時差BIZにつながる柔軟な出勤時刻の設定
- ライフ・ワーク・バランスの理解促進に向けた管理職向け研修の実施
- ボランティア休暇制度の導入検討 等



グループアドレスを採用したオフィスの様子

【東京都との連携】

2017年11月に東京都と「東京における働き方改革推進等に関する連携協定」を締結。本協定に基づき以下の取り組みを実施している。

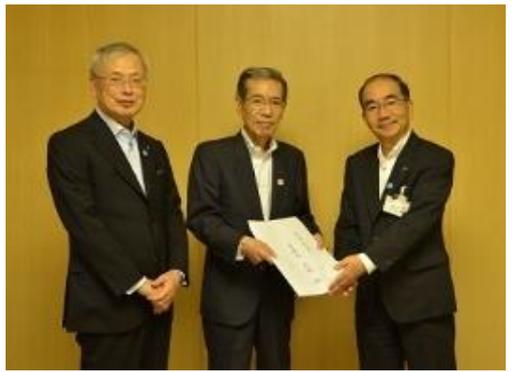
- 東京都施策説明会
- 東京都との労働政策に関する意見交換会
- 東京テレワーク推進センター視察会・セミナー
- 働き方改革宣言企業制度、時差BIZ、交通輸送円滑化の周知・PR 等



東京都と締結した協定書と協定締結式



東京都と東商の意見交換会



多羅尾副知事への要望書手交